

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年11月10日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから11月10日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

エンドウさんお願いします。

○記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

今日の議題の柏崎刈羽原発6号機の大物搬入建屋の杭の損傷についてなのですけれども、まず定例会合で、委員長、中越沖地震の影響ではないかという御見解を示されたと思うのですけれども、改めて、ちょっとそう考える理由、根拠について、御説明いただけますでしょうか。

○更田委員長 ノンクラスといえども、鉄筋が一部分断をしていたり、変形をしたりということは大きな衝撃なり、力がかかったことを示唆していて、柏崎刈羽ですから、そういった負荷がかかるとしたら中越沖地震と考えるのが自然ではないでしょうか。

○記者 分かりました。

あと、まず中越沖地震が、その14年前に起きていることで、今回その影響と考えられるようなものが、今回このような形で見つかったということ自体はどうお考えかということと、あと今回のその杭の損傷が原発全体に与える影響について、どのようにお考えかというのをお聞かせいただけますか。

○更田委員長 これは委員会の中でもお話をしましたけども、もともとノンクラスだったものを設置変更許可の際にSクラスに位置づけを変更するという極めて珍しい例、ある意味珍しい例だと思います。もともとSクラスで造られていたのだったならば、頑健で、また規制の確認も受けているものだから、その後の負荷によって、変形や損傷というのは考えにくいのですけども、もともとノンクラスのものだから、中越沖地震のような非常に大きな地震を受けた場合に損傷していた可能性というのは考えられる。まあ予想されている損傷があっても、それほど驚くことではないという範囲のものなのだろうと思います。

今回それをSクラスにクラス替えをしようとしたから、まあ耐震補強工事のために研ってみて分かった。ですから、ほかにあるかないかといったら、ノンクラスの中にはあるのかもしれないし、それはノンクラスであるだけに規制が把握しに行こうとしているも

のではないので。まあ、だからノンクラスのをSクラスに変更するという珍しい例だからこそ見つかったものだと言えるでしょうね。

○記者 その原発全体に与える影響というのはいかがでしょうかね。

○更田委員長 与える影響というのは、損傷していたということですか。

まず、これは二次格と、彼らが二次格納容器と呼んでいるバウンダリの設定の考え方の問題ですので、その大物搬入口を二次格の一部として定義するケースもあれば、そうでないケースもあって。極めて安全という観点からしたら与える影響は限定的というか、ほとんどないと思われる。

ただ、そこをSクラスとして位置づけるとなった以上はSクラスとしての耐震性を求められるということなので、これは、そもそもSクラスに位置づけられていたにもかかわらず損傷が見つかったというのとは、もう大分意味合いが違いますので、今回のノンクラスの状態のものが損傷を受けていたということが与える影響というのは、極めて限定的だと思います。

○記者 すみません。最後に、その大物搬入建屋というのは、その原子炉建屋に隣接していると思うのですが、その今回6号機になる、6号機ですけれども、大物搬入建屋じゃなくてほかの建屋は、その杭は大丈夫なのかというところが心配なのだけど、6号機だけじゃなくて、7号機も含めですね、その辺りは、どうお考えでしょうか。

○更田委員長 今回のものと同様にノンクラスのをSクラスに位置づけ直したというものがあれば、それは改めて確認をされていますので、7号機に同様の懸念があるわけではありません。それから、他号機においてもノンクラスのを新たにSクラスと位置づけ直すという形がある場合には、今回のように、その都度、確認に行くということになります。

じゃあ、もともとノンクラスのものは、ノンクラスのままできているところがどうなっているかというのは、これは東京電力に聞いてもらうしかないかな。規制が、それは安全上の観点から確認しに行く部所ではありませんので、それは、私たちがそれについて、確認しているものではありません。

それから、大物搬入口をSクラスと位置づけるか、位置づけないかですけど、大物搬入口は、長方形のものがあって、その中だと、大きなものが入って行って、外側閉めて、内側開けて、内側開けるときの時間が長い場合には二次格をこういうふうに、例えば運転中も内側を開けるといふのだとすると、その二次格を外側に定義するし、運転中に内側を開けない。あるいは開けても非常に短時間だという場合は、内側のところを二次格のバウンダリとして定義するので、大物搬入建屋そのものは、二次格納容器の一部として定義されない。そういった場合はノンクラスという位置づけになっていて。で、その二次格の一部と定義されると、そこをSクラス相当という考え方になる。ですから、それは、二次格納容器の定義の問題ですし、また運用の問題でもあります。内側をどのくらい開放するかというような、それは発電所ごとに違いがあるだろうと思います。

○記者 ちょっと確認なのですが、そうすると、その原子炉建屋ですとか、いわゆるその原発の中心部、中枢部の杭と、今回でいう、その大物搬入建屋以外の建屋の杭はどうかというところについては、もう既に確認しているから大丈夫だということでしょうか。

○更田委員長 Sクラスの部分については確認していると。それは、当然、まだ工事計画認可は、新たのものについては、今も設工認が進んでいるところですけど、認可を与えているもの、そして、確認が済んでいるものについては、その耐震性については、規制当局としても確認しているというふうに理解していただいて結構です。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、マチャマさん、お願いします。

○記者 共同通信のマチャマです。よろしくお願いします。

先ほどの議題1に関連してなのですけども、今日の会合で、委員長は、影響について、中越沖地震が影響だとおっしゃっていましたが、8本中1本だけ、今回こういう損傷の事象ですけども、1本だけということに関しては、どういう御見解がありますでしょうか。

○更田委員長 それは、最も応力がかかるものが1本だけのケースもあるだろうし、2本、3本にわたるケースもあるでしょうけど、それはたまたま1本ということとしか言いようがないですね。

○記者 例えば、施工ミスとかもあり得る話だとお考えでしょうか。

○更田委員長 それは調べるのだらうと思います。中越沖というのは、今、委員会で、私や石渡委員がそうだらうなと言っている程度のことであって、これから、まだ、うちの耐震を専門とする審査官は現地を見に行っていないし、これから、まだモルタルで保護している状況なので、それを剥がした時点で改めて見ることになる。

ですから、原因をまだ特定しているわけではありません。最も考えられるのは、中越沖地震の影響ではあるけれど、何か不慮の衝撃を与えた事例がなかったかどうか。それから、おっしゃるように施工ミスの可能性だって、それを否定できるものではないです。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

今回の、柏崎刈羽の杭の話ですけども、今回ノンクラスのをSクラスに上げて、確認が必要だというお話だった。実際幾つか確認しているということで聞いているのですけれども、ただの耐震補強の関係で穴を掘って、それで見ているという話だった。もし、耐震補強が必要ないという、計算上大丈夫だということであれば、やらなかった可能性があるのかなと見ていたのですが、委員長、先ほどの話では、確認するべきだと

いうお考えということでしょうか。つまり、実際にノンクラスだったものをSクラスにした場合に、その状態ですね、実際、中越沖地震後の調査もそうですけれども、それ以前の、例えば建設時においてもノンクラスのものというのは規制の目が届いていなかったわけですから、それをそのSクラスにした場合に、見える範囲はもちろん普通に確認はできると思うんですけれども、それが設計どおりのものであるかどうかということに対して、例えば杭のところまで見に行くというのは標準的にやるべきであるというふうにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 それはなかなか、あまりに仮定の質問と言えるのかもしれない、ケース・バイ・ケースなのかもしれない。それで、理屈上にはマツヌマさんがおっしゃるように、ノンクラスではあるけれど、設計書であるとか解析書の評価上は十分に、ちょっと考えにくいけれども、仮定ですけれども、ノンクラスではあるけれどもSクラスに十分耐え得るような設計、施工がなされていますというものが仮にあったとして、それを今度はSクラスと位置づけ直すときに、改めて、例えば目視や音響で確認できない場合に、研って見に行くかどうかというのは、これはケース・バイ・ケースの判断だと思います。必ずしも全てのケースに渡って現物を見に行かなきゃならないというふうに定めているわけではないと思います。

○記者 ただ、規制の目はない中で、それが本当にちゃんとできているのかというのは、見に行くのが一番手っ取り早いとは思うんですけれども。

○更田委員長 それはですから、おっしゃるように規制の目が届かないところで設計されて施工されたものであるから、改めてそれをSクラスに、そういったケースが出てくるかどうか、なかなか分からないですけど、設計書、計算書の上ではSクラスに耐えそうとなったときに、事業者の主張をどう確認するかですよね。そのときに、おっしゃるように一番手っ取り早いというか、分かりやすいのは現物をもう一回覗きに行くですけど、もうそれが物理的に難しい場合に、さあ、それは立証方法によると、ケース・バイ・ケースだろうと思います。

例えば、類似の同時期に施工されたものは見に行ける状態だったらそちらで確認して同等であろうということも、あくまで仮定の話ですけどね、必ず全てを、現物を見に行かなきゃならないという規定になっているわけではないと思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

ちょっとこれまで出た質問と重複するかもしれないんですけれども、今後のその原因調査や、それから後段の審査の中で、委員長として今回の、柏崎刈羽6号機の地下の杭の関連なんですけども、どのような点に注目して今回見ていかなきゃいけないというふうにお考えですかね。

○更田委員長 まずはその現物を、うちの知識のある審査官が現物を見るようになること、それは重要で、ちょっとしばらくモルタルで保護しているということと、地盤改良で地盤が上がってくるまでということなので、時期は2月ぐらいになるということですけど、もう現物を確認するということはとても大事なことだと思います。その上で、そもそもノンクラスではあっても、どういう設計がなされて、どういう評価をされていたものが、中越沖地震の影響を受けてこういう損傷状態に至ったという一連の流れを東電と規制庁とでおさらいしてみる必要があって、明らかに、例えば、耐え得る設計がされていたにもかかわらず損傷したというのだったら、その設計の考え方や評価の手法というのはどうなんだという疑問は生まれてくるだろうし、それが規制上の対象となるSクラス等に影響するものかどうかというのは、また議論の内容次第だと思います。

いずれにせよ、現地を確認できてから耐震設計に対する考え方と評価の仕方について改めて東電からの説明を受けて、それが妥当なものであるかどうかということについて議論を進めていくことになるだろうと思います。

○記者 あくまで現時点でなんですけれども、設工認に関わるところであって、設置変更許可には響かないというお考えでよろしいですか。

○更田委員長 仮に、設工認の上での議論を、例えば、やっぱり大物搬入口は二次格の一部として定義しませんって東京電力が方針を変更するんだったら設置変更許可の補正を出して、変更申請を出して、二次格のバウンダリの定義をし直す、それはその東京電力の裁量の問題ですけど、そういう変更申請があることは否定しませんけれども、今の時点で設工認の議論が設置変更許可に影響が出る可能性というのはまだ見えてきているわけではないし、その可能性は小さいだろうと思います。

○記者 分かりました。

あともう一点、ちょっと別の話題になってしまうのですが、志賀原発の断層の審査の関係で、18日、19日で現地調査に向かわれると発表がございました。S-1断層などについて、事業者の示した新たなデータも踏まえての調査になると思うんですけど、委員長としては審査の現状はどのように御覧になっていますか。

○更田委員長 これは石渡委員も審査会合等で言及をされているけれど、北陸電力の説明に新たなデータ、新たな立証がなされて、それに対して石渡委員も含めて一定の評価を与える形にはなっているんですけど、ただ、現物はまだ見ていないので、現物を見に行くことのインパクトは非常に大きいと思います。それから、その敷地外についても見てもらうことになりますので、一連の、現地に見に行った確認内容と、それから一連の北陸電力の説明とが、コンシステント（矛盾のない）な一貫したものであるということが確認をできれば、それは審査を進めていく上では一つのステップだろうと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

じゃあ、ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

今日の議題のグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンのことでちょっと伺いたいんですけど、今日の議論だと結構さらっと終わったなという印象だったんですけど、この問題で、その原発事故から10年たって、燃料加工会社というのはもうずっと稼働していないという状況で、安全文化の劣化とか、そういう側面というのは、委員長は今回の事例を見て注意喚起をするとか、そういう考え方はあったのでしょうか。

○更田委員長 二通りの異なる考え方ができるんだろと思うのです。一つは、その核燃料物質を扱う施設である以上、たとえ稼働していなくても決められた手順はきっちり守るべきという観点から今回も評価をして通知を行うわけですけど、一方で、過剰に大ごと扱い過ぎることが安全文化について、果たしてどうなんだろうという部分もあって、もちろん今では決して許されることではないけれど、退域前にハンドフットに乗るのがそんなに厳しく運用されてなかった時代というのもあるのですよね。それが厳しく運用されるようになって、ルールとして退域するときにはハンドフットに乗ろうということになってはいるのだけど、巡回警備等で入域する人にとってみると、どこにも触らないし、ぐるっと回ってきて戻ってくるだけなので、そしてあの旧式のハンドフットだともものすごい時間がかかるハンドフットってあるのですね。今、発電所に入るときにハンドフットって、指を突っ込んで、非常に短い時間で測定するけども、旧式のハンドフットモニタなんかだと、えらい長い時間乗ってなきゃいけないかたりして、まあ、えらいって言ってもそんなに長い時間じゃないですけどね。だから、決して褒められることでもないし、もちろんいけないことではあるんだけど、ただ、その退域の時にハンドフットに乗るのを省略してしまうということは責められるべきことだし、であるからこそ、今回通知がなされるんだけど、これを、じゃあ、その安全文化の劣化だといって大ごと扱いすることは、果たして適正なやり方かどうかというのは、ちょっと何とも言えないなという気分ですね。

○記者 ちなみに、その警備員の方は、ベテランの方なのか、それとも事故後に入ってきた若手なのかとかいうのは判明しているのですか。

○更田委員長 私、警備員って、巡回警備のというのは、何かそうじゃないかなと言っただけで、私、どういう職員なのかは把握していません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございます。